

- ◆ 平成27年9月の関東・東北豪雨災害により、広い地域で被害が発生。特に鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市では住宅等に甚大な被害が発生し、多くの方が被災し避難をする事態となった。
- ◆ 水戸財務事務所及び筑波出張所では、茨城県及び常総市と連携し、つくば市所在の国家公務員宿舎に被災者を受け入れた。また、日本銀行との連名で金融機関等に対し、被災者への預金払い戻しの扱いなどについての弾力的・迅速対応を要請するなどの対応を行った。
- ◆ 今後も、地方公共団体などと災害発生時に速やかな対応が図れるよう連携を強化していく。

1. 成果事例の概要等

- 平成27年9月に発生した台風18号などに伴う豪雨によって、関東と東北の広い地域で被害が発生。特に鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市では、多数の住宅が損壊するなど甚大な被害が発生し、多くの方が被災し避難をする事態となった。

※茨城県の被害状況(同県HPより)
住宅等被害(全壊～床下浸水) 約9,500件
ピーク時避難者数 約1万人



(写真：国土交通省関東地方整備局HP)

- 被害拡大が予想されるなか、9月10日以降、水戸財務事務所及び筑波出張所は速やかに災害時に利用可能な国家公務員宿舎、庁舎及び未利用国有地のリストを精査し、茨城県災害対策本部へ提示。
- 茨城県が9月26日～28日及び10月3日～5日に行った被災者への住宅相談会において、国家公務員宿舎等の入居を希望する被災者の意向を確認し、それを踏まえ、つくば市に所在する国家公務員宿舎約120戸の受け入れ準備を進めた。両所では所内各課の職員の応援態勢を敷き、宿舎の現状確認作業や、被災者が速やかに入居できるよう清掃作業などを実施。

※ 28年3月28日現在の被災者の国家公務員宿舎への入居数：59世帯

- また、水戸財務事務所長と日本銀行金融機構局長との連名で、9月10日に金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などに対し、災害救助法が適用された地方公共団体の被災者に対する預金払い戻しや保険金請求の扱いなどについて、被災者の状況に応じた、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要請した。
- 更に、速やかな災害復旧の予算化に向け11月16日～12月18日にかけて関東財務局本局の立会官による災害査定を実施したほか、今後も被災地方公共団体の要請に応じ必要な資金の貸付を実施していく。

2. これまでの取組の成果等

- 東日本大震災以降、震災被災者の対応を通じて同県と緊急時における協力関係を構築してきており、今般の豪雨災害においても、経験を生かした速やかな情報提供及び被災者受入体制の整備を進めた。
- また、金融上の措置の要請のため、定期的に金融機関等の各要請先の担当部署連絡先を確認するなどの連携を行っているほか、県や市町村、国の出先機関、報道機関の担当部署などの災害時関係連絡先の確認を行っている。
- なお、9月10日以降、災害救助法が適用された地方公共団体に対し随時、速やかな連絡を図り、お見舞いとともに財政融資資金の災害つなぎ資金のご案内や、被災者に対する「災害に対する金融上の措置」の周知依頼などを実施した。
- このほか、業務外で職員が被災地でのボランティア活動に参加した。



(つくばの被災者受入宿舎と職員の事前清掃作業)

災害等危機時の連絡・連携態勢の構築が速やかな対応につながる。

3. 今後の課題と水戸財務事務所及び筑波出張所の対応

＜今後の課題＞

- 今後も災害に備え、地方公共団体や関係機関との連携を強化するとともに、災害時に混乱した関係先からのニーズを的確にスピード感を持ち把握していくことなどが課題。

＜今後の水戸財務事務所及び筑波出張所の対応＞

- 災害時対応の観点からも、地域連携をより深めるべく、恒常的に関係機関等と連携を図っていく。

財務局・財務事務所の使命である地域との連携強化により、災害時にも地域に貢献することが重要。